

社団法人 北海道地方自治研究所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人北海道地方自治研究所という。

(事務所)

第2条 この法人の事務所は、札幌市北区北6条西7丁目におく。

(目的)

第3条 この法人は、北海道及び都市、町村の自治に関する総合的な研究調査機関として、自治体行政の成果を広く共有するとともに、各自治体首長、議員、職員ならびに学識経験者の交流によって、広範な政策提言を充実せしめ、住民に密着した民主的な自治体行政に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 情報資料センター

地方自治関係、環境問題、農業、住民福祉とサービス、税財政など自治体政策全般に関するあらゆる文献と資料の収集と整理を行い、各自治体及び会員の要請に応える。

(2) 研究事業

自治体政策ゼミナール、シンポジウム、自治体経営、地方行財政の研究、並びに都市、町村診断委託調査を行う。

(3) 出版事業

政策に関する定期刊行物、その他図書、資料の編集発行を行う。

(4) その他前条の目的を達成するため必要と認める事業。

第2章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とする。

(1) 個人会員

この法人の目的に賛同して入会した個人。

(2) 団体会員

この法人の目的に賛同して入会した団体又は法人。

(3) 名誉会員

この法人に功労があったもの、又は学識経験者で理事会又は総会において推薦されたもの。

(会費)

第6条 この法人の会費は、つぎのとおり納入しなければならない。

(1) 個人会員

年額一口 … 6,000円以上

(2) 団体会員

年額一口 … 10,000円以上

(入会)

第7条 個人会員または団体会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは理事長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

第9条 会員がつぎの各号のいずれかに該当するときは、総会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

(1) 会費を2年以上納入しないとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は返還しない。

第3章 役員

(種別および定数ならびに専任)

第11条 この法人に次の役員をおく。

理事 10名以上20名以内

監事 2名

2 理事のうち1名を理事長、若干名を副理事長、1名を専務理事もしくは常務理事とする。

3 理事および監事は総会において専任する。

4 理事は互選により、理事長、副理事長および専務理事もしくは常務理事を選任する。

5 理事および監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、また理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 専務理事もしくは常務理事は、理事長を補佐して、理事会の議決に基づき業務を執行し、理事長および副理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第14条 役員は無給とする。ただし常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(解任)

第15条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

第4章 会議

(種別)

第16条 この法人の会議は、総会および理事会の2種とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

(構成)

第17条 総会は、会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第18条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他、この法人の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他、総会の議決を要しない所務の執行に関する事項

(開催)

第19条 通常総会は、毎年4月に開催する。

2 臨時総会は、理事長が必要と認めるとき、または総会員の5分の1以上、もしくは監事が会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

3 理事会は、理事長が必要と認めるとき、または理事の5分の1以上から会議の目的たる項を示して請求があったとき開催する。

(召集)

第20条 会議は、理事長が召集する。

2 総会を召集するには、会員に対し、会議の目的たる事項およびその内容、ならびに日時および場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第22条 会議は、総会においては会員、理事会においては理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第23条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第24条 やむをえない理由のため会議に出席できない会員または理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決し、または他の構成員を代理人として委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 会員または理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数、または理事の氏名（書面表決および表決委任者を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過および要領ならびに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長名および出席した会員または理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人2人以上の署名がなければならない。

第5章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第26条 この法人には、顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 事務局

(事務局)

第27条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所長、事務局長および所要の職員を置く。

3 所長、事務局長および職員は理事長が任免する。

4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄付金品

(3) 事業に伴う収入

(4) その他の収入

(資産の管理)

第29条 資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第30条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第31条 この法人の収支予算は、年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は、年度終了後1カ月以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

2 ただし、予算が成立しないやむを得ない場合は、理事会において暫定予算を組むことができる。

3 前項の場合、次の総会において報告、承認を得なければならない。

(会計年度)

第32条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、総会において総会員の4分の3以上の同意を経、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第34条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までおよび第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散のとき存する残余財産は、総会の議決を経、主務官庁の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ他の公益団体に寄付するものとする。

第9章 雑則

(委任)

第35条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この法人の設立当初の役員は、第11条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第13条第1項の規定にかかわらず、昭和45年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第17条第1項および第2項第2号ならびに第28条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第29条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から、昭和44年3月31日までとする。
- 4 この改正は主務官庁の認可を受けた日より施行する。
改正 1997年6月8日総会
改正 2000年6月29日総会
改正 2002年6月18日総会